

## 鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の宿泊施設による魅力向上に資する環境整備を促進することにより、本県への誘客及びリピーター獲得につなげることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 宿泊施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、社会福祉施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

### (補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
  - 3 同一の事業実施主体による申請は、各年度1回限りとし、通算で上限3回までとする。
  - 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
  - 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、観光交流局観光戦略課へ提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第10条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する

別表1（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
ユニバーサル 化事業  ※車椅子利用 者へ配慮する など「ホテル又 は旅館におけ る高齢者、障 がい者等の円滑 な移動等に配 慮した建築設 計標準」などの バリアフリー 化に関する基 準等を踏まえ た整備内容で あること。	県内宿泊施設(旅館・ ホテル等) ※旅館業の許可を取 得している事業者に 限る。	(1) 客室、食事処、浴場 等のユニバーサル化 (和室へのベッドの 整備、食事処への 机・椅子などの整 備、浴場畳の整備 等)に要する次の経 費 ・工事請負費 ・備品購入費  (2) 和室の洋室化(畳のフ ローリング化・ユニット バス設置に要する経費 等)に要する次の経費 ・工事請負費 ・備品購入費	1 / 2	1,000 千円	(1) 本補助金の 増額を伴うも の (2) 交付目的に 特に影響を及 ぼすと認めら れる内容の変 更
		(3) 和式トイレの洋式化及 び洋式トイレの機能向 上(単なる便座の更新 等、現状から向上を伴わ ないものは除く)に要す る次の経費 ・工事請負費 ・備品購入費	1 / 3		
魅力向上事業	県内宿泊施設(旅館・ ホテル等) ※旅館業の許可を取 得している事業者に 限る。	(5) 体験メニューの造成に 要する次の経費 ・旅費 ・需用費(消耗品費、印 刷製本費等) ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費	1 / 2		
	県内宿泊施設(旅館・ ホテル等) ※旅館業の許可を取 得している事業者に 限る。  県内温泉旅館組合及 びホテル旅館組合	(6) 宿泊客受入れのため のおもてなし研修会開催等 に要する次の経費 ・報償費 ・旅費 ・需用費(消耗品費、印 刷製本費等) ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料			
ペット宿泊推 進事業	県内宿泊施設(旅館・ ホテル等) ※旅館業の許可を 取得している事業	(7) 客室等でペットが一 緒に宿泊するための整備 (ケージ、ドッグラン整 備等)に要する次の経費	1 / 2	1,000 千円	

	者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負費（軽微な備品は除く）</li> <li>・備品購入費</li> </ul>		
サイクリストの聖地推進事業	県内宿泊施設（旅館・ホテル等） ※旅館業の許可を取得している事業者に限る。	(8) 自転車を館内（玄関口、客室等）に駐輪する等の整備に要する経費。持ち込みするために必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負費</li> <li>・備品購入費</li> </ul>	1 / 2	1,000 千円
サウナツーリズム推進事業	県内宿泊施設（旅館・ホテル等） ※旅館業の許可を取得している事業者に限る。	(9) サウナ施設の整備（新設及び改修）に要する次の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負費</li> <li>・備品購入費</li> </ul>	1 / 2	1,000 千円

※工事請負費、委託料に係るものについては、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

様式第1号（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

1 事業目的

2 事業計画の内容

3 実施場所

4 実施期間

5 宿泊者誘致計画

誘客目標 宿泊者数	人／年	現在の 宿泊者数	人／年
誘致計画の内容			

※記載する誘致計画は、当該補助金申請にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。

6 その他参考となる事項

7 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

8 消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

( ) ①地方公共団体

( ) ②免税事業者

( ) ③簡易課税事業者（確定申告月：\_\_\_\_月申告）

( ) ④特定収入割合が5%超の公益法人等

( ) ⑤上記4のいずれでもない

**【補助対象経費における消費税の取り扱い】**

- ①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。
- ⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

**【添付（追加提出）資料】**

②の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

③の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

④の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

9 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第2号（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

2 支 出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は……………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県宿泊施設魅力アップ事業補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600185615号鳥取県観光交流局長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。